

A21 社団医療法人の役員はモデル定款によれば社員総会にて選任されることになっており、任期は最長2年となります。

【解説】

1. 選任手続き

定款の定めに従い行われ、選任関係書類が整備されている必要があります。選任関係書類とは、次の書類をいいます。

- (1) 社員総会議事録
- (2) 就任承諾書
- (3) 履歴書

2. 任期

役員任期は2年以内とされています。再任に関する規制はありません。なお、補欠が出た場合の役員任期は、前任者の残任期間とされています。

3. 欠員が生じた場合

理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければなりません。また、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充することが望ましいとされています。